

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第14号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和51年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第9条第1号、第2号及び第3号関係）

印鑑登録申請書

(宛先) 瀬戸市長

年 月 日

登録申請者	住所			登録する印鑑
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月 日	
代理人	住所			
	氏名	①		
	生年月日	年	月 日	
代理申請の理由				
保証人	登録申請者は、本人に相違ないことを保証します。			登録印鑑
	住所			
	氏名	登録番号		
	生年月日	年	月 日	

印鑑登録証受領証

(宛先) 瀬戸市長

印鑑登録証 登録番号  を受領しました。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第9条第4号関係）

印鑑登録原票		
印影	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
	備考	
登録番号		登録年月日 年 月 日

再交付年月日	
改製年月日	
個人番号	

除印年月日	
除印事由	
備考	

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条第8号関係）

印鑑登録証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

		登録番号		
印 鑑 登 録 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	Ⓜ		
	生 年 月 日	年 月 日		
代 理 人	住 所			
	氏 名	Ⓜ		
	生 年 月 日	年 月 日		
代 理 申 請 の 理 由				
再 交 付 申 請 の 理 由				
印 鑑 登 録 証	返 納	年 月 日	再交付	年 月 日
			手数料	円

(注意事項)

- 1 印鑑登録証を添えて申請してください。
- 2 代理人により申請する場合は、代理人欄に代理人が所定の事項を記入し、押印してください。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条第9号関係）

印鑑登録証亡失届  
印鑑登録廃止申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

		登録番号	
印鑑登録者	住所		
	フリガナ		登録印鑑
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
代理人	住所		
	氏名	①	
	生年月日	年 月 日	
代理申請の理由			
届出・申請の理由	1 印鑑登録証の亡失 2 印鑑登録証の損傷 3 印鑑登録の廃止 4 登録印鑑の亡失又は損傷 5 登録印鑑の変更（改印）		

(注意事項)

- 1 印鑑登録証を添えてください（印鑑登録証の亡失の場合を除きます。）。
- 2 代理人の場合は、委任状が必要です。
- 3 印鑑の登録が必要なときは、併せて印鑑登録申請をしてください。
- 4 印鑑登録証を再交付する場合は、手数料が必要です。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第9条第11号関係）

		第 号
印鑑登録証明書		
印影	氏名	
	生年 月日	年 月 日
	住所	
	備考	
<p>この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県瀬戸市長 印</p>		

附 則

この規則は、令和元年11月5日から施行する。